

Q2. 住民税非課税に関すること

Q1. 非課税証明書を取りたいのですが、所得の申告をしていません。

A1. お住まいの地域の市役所、町村役場の税務課でお尋ねください。

Q2. 「非課税証明書」は出張所で発行できますか。

A2. お住まいの地域の市役所、町村役場の税務課でお尋ねください。

Q3. 令和3年度が課税で令和4年度が非課税の場合は、令和4年度の非課税証明書の提出
でよいですか。

A3. 令和4年3月末までに受け付けた緊急小口資金及び総合支援資金（初回）であれば、
令和4年度の非課税証明書を提出してください。

令和4年4月以降に受け付けた緊急小口資金、総合支援資金（初回）、総合支援資金（延
長）については、令和5年度が非課税であることが償還免除の要件となります。

Q4. 令和4年度が課税で令和3年度が非課税の場合は、令和3年度の非課税証明書の提出
でよいですか。

A4. 令和4年3月末までに受け付けた緊急小口資金及び総合支援資金（初回）であれば、
令和3年度の非課税証明書を提出してください。

令和4年4月以降に受け付けた緊急小口資金、総合支援資金（初回）、総合支援資金（延
長）については、令和5年度が非課税であることが償還免除の要件となります。

Q5. 令和3年度及び令和4年度が課税で、令和5年度が非課税となった場合、償還免除の
対象になりますか。

A5. 令和4年4月以降に受け付けた緊急小口資金、総合支援資金（初回）、総合支援資金（延
長）については、償還免除の対象となりますのでご申請ください。

令和4年3月末までに受け付けた緊急小口資金及び総合支援資金（初回）についても
償還免除の対象となる可能性があります。償還免除の対象であるかについては、茨城
県社会福祉協議会生活支援部 029-297-6526 へご連絡のうえご確認ください。

Q6. 住民税が非課税かの確認方法がわかりません。

A6. お住まいの地域の市役所、町村役場の税務課でご確認ください。